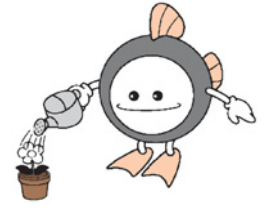




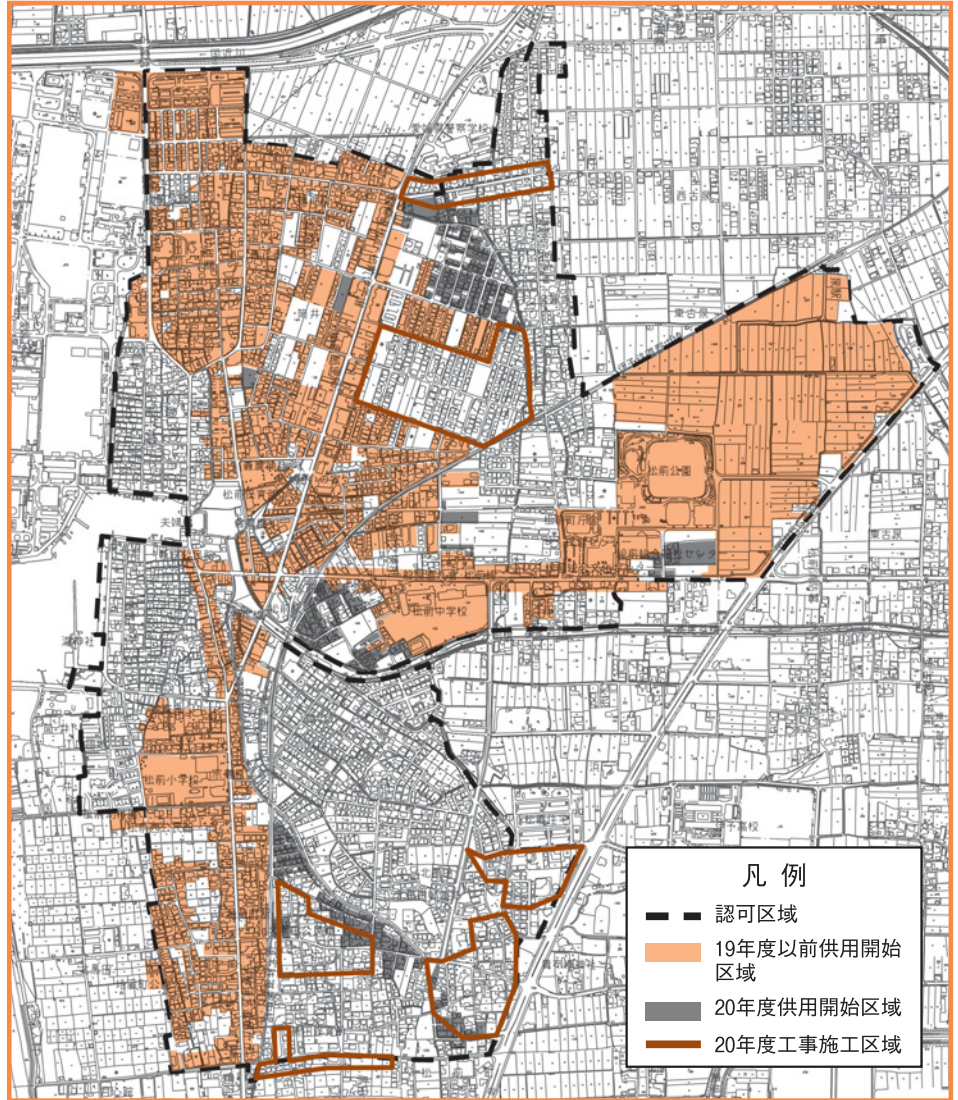
快適な環境は 下水道から！



排水設備の設置・ トイレの水洗化を

筒井・浜・北黒田・西古泉地区で、下水道が使えるようになった方は、下水道が使用できるようになった日（供用開始日）から6か月以内に排水設備を設置して下水

公共下水道処理区域



道へ流すようにしなければなりません。

また、くみ取り便所の方は、法律により下水道の供用開始日から3年以内に水洗化することが義務づけられています。

下水道が整備されても、各家庭などから下水道へ接続されなければ

ば、快適な生活環境づくりや地域の環境保全など、下水道の目的を果たすことはできません。

下水道が使用できる区域にお住まいで、まだ接続されていない方は、一日も早く下水道に接続しましょう。

下水道への接続は 指定工事店で

下水道への接続工事は、松前町が指定した「排水設備工事指定工事店」で行わなければなりません。工事を行う場合は、必ず指定工事店に依頼してください。

※ 指定工事店については、松前町のホームページに掲載しています。詳しくはお問い合わせください。

融資あっせん制度

下水道が使えるようになってから3年以内に行う接続工事について、松前町が一定の条件を設けて松前町指定の金融機関に融資あっせんを行っています。借入金の利子は町が全額負担（金融機関に町から支払い）しますので、実質的に無利子で融資が受けられます。皆さんの負担が少しでも軽くなるよう、ぜひご利用ください。

問い合わせ

上下水道課

下水道業務係

☎ 985-4126

